

障 福 第 2 6 3 8 号
令和 5 年 1 2 月 2 0 日

各障害福祉サービス事業所運営法人代表者 殿

茨城県福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者等実践研修受講に係る実務経験の特例に関する届出について (通知)

本県の障害者福祉の推進については、日頃よりご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等 (平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの (平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)」については、本年 6 月 30 日に改正され、同日適用されました。

今回の改正により、令和元年度から、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験 (OJT) を「2 年以上」としていたところ、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実務経験 (OJT) として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6 月以上」となったところです。

その要件の 1 つとなる指定権者への届出の手続きについて、別紙のとおりとしましたのでご承知願います。

なお、茨城県障害福祉課のホームページにも掲載いたしますので、お知らせいたします。

【担当】

茨城県福祉部障害福祉課自立支援グループ 西堀
電話 029-301-3363 FAX 029-301-3370
Email shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

別紙

1 サービス管理責任者等実践研修を受講するに必要な実務経験を「6月以上」とする要件

以下の3つの要件の全てを満たすことが必要です。

- (1) サービス管理責任者等基礎研修開始日前日までに、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- (2) サービス管理責任者等基礎研修終了後に、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に6月以上従事する。
- (3) 上記業務に従事することについて、指定権者へ届出を行う。

2 指定権者への届出について

1の(1)及び(2)の要件を満たす方で、サービス管理責任者等実践研修を受けるための実務経験「6月以上」の特例を利用したい場合は、指定権者へ届出を行ってください。

(1) 必要書類

- ア 個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書
 - イ 個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書（アの写し）（受付印押印返送用）
 - ウ 実務経験証明書（基礎研修開始日前日時点で配置要件を満たすことが確認できるもの）
※配置要件を満たす実務経験要件として規定されている年数に満たない時点から基礎研修を受講した方は、特例には該当しませんので届出は不要です。実践研修の受講には相談支援業務または直接支援業務の2年間の実務経験（OJT）が必要です。
 - エ サービス管理責任者等基礎研修修了証書（写し）
 - オ サービス管理責任者等研修受講資格取得研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間））修了証書（写し）または相談支援従事者初任者研修修了証書（写し）
 - カ 返信用封筒（返信宛先記入84円切手貼付）
- ※なお、二人目のサービス管理責任者等として設置した場合は、別途（様式2号）変更届出書を提出してください。（既に提出済みの場合は不要です。）

(2) 届出の時期について

- ア 届出書は、原則OJTを開始する10日前までに提出してください。
※この場合の「OJTを開始」とは、基礎研修終了後に個別支援計画作成の一連の業務を行うことを開始することをいう。
- イ 既にOJTを開始している場合は、令和6年1月31日（水）までに提出してください。
- ウ 法改正以前から既にOJTを開始している場合についてもイの期日までに提出してください。

(3) 届出書の提出方法等（水戸市以外に所在する事業所の場合）

- ア 茨城県福祉部障害福祉課あて郵送または持参により提出してください。
〒310-8555 水戸市笠原町978番6（茨城県庁舎13階）029-301-3363
- イ 内容を確認次第、受付印を押印した届出書（写し）を返送いたします。
※受付印を押印した届出書（写し）については、サービス管理責任者等実践研修を特例で受講するための要件を満たすことを証明するものとなります。サービス管理責任者等実践研修の申し込みをする際に必要となる書類ですので、大切に保管してください。

※水戸市に所在する事業所については、指定権者である水戸市障害福祉課に確認してください。

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号（水戸市役所1階）029-224-1111（代表）